

ガイドラインの運用状況について(09年7月～09年10月)

2009年10月28日
スカパーJSAT(株)

Ⅱ-1-1(1) 役務と提供条件の関係の透明性

(②について)

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明を、2009年8月31日の「経営者連絡会」で実施しました(「別紙1」3ページ参照)。

Ⅱ-1-1(2) 広告宣伝・販売促進の考え方

(②について)

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」を、2009年8月31日に「経営者連絡会」として実施しました。
(「別紙1」3ページ参照)
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、2009年8月3日(WG)、8月5日(親会)、9月14日(WG)、9月16日(親会)、10月13日(WG)、10月14日(親会)に開催されております。
- ・ 各種施策等についての詳細のご説明は、「事業者連絡会」でも行っております。
(「別紙1」1及び2ページ参照)

Ⅱ-1-1(3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 特記事項はありませんが、適正に運用しております。

Ⅱ-1-1(4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 「(ア) 委託放送事業者への説明の実施」「(イ) 参入役務放送事業者への説明の実施」「(ウ) 参入役務放送事業者への役務提供開始プロセス」に基づき、提供開始手続きを行っております。

Ⅱ-1-1(5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 複数のチャンネルが閉局となりましたが、送信料未払いにより役務提供停止及び契約解除に至った案件は発生していません。

Ⅱ-2-1(1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ 特記事項はありませんが、適正に運用しております。

Ⅱ-2-1(2) パック・セット組成への関与

- ・ 特記事項はありませんが、適正に運用しております。

Ⅱ－２－（３） プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 2009年8月31日の「経営者連絡会」で、「関連収入、費用の概要等」について、報告いたしました（「別紙1」3ページ参照）。

Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き

- ・ いくつかの「役務提供開始」「チャンネル名、パック・セット名、ロゴ、視聴料変更又は放送内容の大幅な変更」「番組提供の停止・番組終了」が発生しましたが（「別紙2」参照）、適正に運用しております。

Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、2009年10月26日に開催いたしました（「別紙3」参照）。

以上